

令和7年10月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和7年10月1日（水） 15時55分から16時25分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第63号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第64号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第65号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当）
 - 第66号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過）
 - 第67号議案 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
 - 第68号議案 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
 - 第69号議案 裁判員候補者予定者名簿の送付について
 - 第70号議案 検察審査員候補者予定者名簿の送付について
 - 第71号議案 長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員 長	<p>【15:55開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事務局	<p>【第63号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、576人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 268人 女 308人 計 576人）</p>
委員 長 委員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第63号議案可決)</p>
事務局	<p>【第64号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、639人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 335人 女 304人 計 639人）</p>
委員 長 委員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第64号議案可決)</p>
事務局	<p>【第65号議案】選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当） 公職選挙法第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1名については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認</p>

委員	長	されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 1人 女 0人 計 1人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第65号議案可決）
事務局	局長	【第66号議案】在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過） 公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1名については国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 登録者（男 1人 女 0人 計 1人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第66号議案可決）
事務局	局長	【第67号議案】選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する必要があるため、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する。
委員	長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第67号議案可決）
事務局	局長	【第68号議案】在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、在外選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する必要があるため、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの在外選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する（閲覧無し）。
委員	長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第68号議案可決）
事務局	局長	【第69号議案】裁判員候補者予定者名簿の送付について 裁判員の参加する掲示裁判に関する法律第21条及び第22条の規定により、令和8年度の裁判員候補者予定者名簿を、裁判員候補者名簿調製プログラムを使用して調製したので、これを長崎地方裁判所に送付する。
委員	長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第69号議案可決）
事務局	局長	【第70号議案】検察審査員候補者予定者名簿の送付について 検察審査会法第10条及び第11条の規定により、令和8年度の検察審査員候補者予定者名簿を、裁判員候補者名簿調製プログラムを使用して調製し

<p>委 員 長 委 員 員</p>	<p>たので、これを長崎検察審査会事務局に送付する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし (第70号議案可決)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>【第71号議案】長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について 公職選挙法施行令において、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講じられたことに伴い、長崎市選挙管理委員会においても規程上の事項を改正する。</p>
<p>委 員 長 委 員 員</p>	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし (第71号議案可決)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【16：25閉会】</p>